

## つきいその設置の承認取扱方針

熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号。以下「規則」という。）第51条に規定するつきいその設置の承認については、この方針により取り扱うものとする。

### （承認の対象となるつきいその設置の定義）

第1 つきいその設置とは、水産動植物の保護培養及び蛸集等を目的として、岩石、コンクリート又は鉄棒等を海中に投入し、人工的に魚礁等を造成することで、相当期間の効果の持続が期待されるものをいう。ただし、覆砂等、設置後波浪や潮流などによりその形状や位置を変えるものは、対象としない。

### （承認の基準等）

- 第2 関係漁業権者等の同意が得られ、漁業調整上支障がない場合に限り承認するものとする。
- 2 共同漁業権漁場外の熊本県海域におけるつきいその設置の承認に際しては、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。
  - 3 承認に当たり、知事が必要と認める場合にあっては、設置場所、設置数量等を制限することがある。

### （承認の対象者）

第3 つきいその設置を行う事業主体とする。

### （承認の申請）

- 第4 承認を受けようとする者は、別記様式によるつきいその設置承認申請書を知事に提出することとする。
- 2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付することとする。
    - (1) 事業計画書（設置目的、事業計画、数量、形状等）
    - (2) 設置位置図、設置区域図
    - (3) 関係漁業権者等の同意書
    - (4) その他知事が必要と認める書類

### （漁業権者等の同意書）

- 第5 第4の2の(3)に掲げる関係漁業権者等の同意書の種類は、次に定めるとおりとする。
- (1) 単有の共同漁業権漁場の場合

漁業権者の同意書

(2) 共有の共同漁業権漁場の場合

ア 共同漁業権の行使区分が組合単位に区分されている場合

設置区域の行使権を有する漁業権者の同意書及び当該漁業権管理協議会の同意書

イ 共同漁業権の行使区分が組合単位に区分されていない場合

共有漁業権者全員の同意書

(3) 共同漁業権漁場外の熊本県海域の場合

関係する漁業協同組合等の同意書

(承認内容の変更)

第6 承認を受けた者が、その内容について変更しようとするときは、速やかに新たな承認を受けることとする。

(遵守事項)

第7 事業主体及び作業実施者は、設置又は投入作業に当たり、承認証を携帯しなければならない。

(雑則)

第8 この方針に定めるもののほか、この方針の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この取扱方針は、令和2年12月1日から施行する。

2 つきいそ設置の承認取扱方針(平成18年3月29日制定)は、廃止する。

附 則

この取扱方針は、令和3年3月10日から施行する。

別記様式

つきいその設置承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所（法人にあつては、  
主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、  
名称及び代表者の氏名）

下記によりつきいその設置の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 目 的
- 2 設置する場所
- 3 設置物の規模及び数量
- 4 設置開始年月日
- 5 設置完了予定年月日
- 6 その他参考事項